

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年9月12日
【四半期会計期間】	第42期第3四半期（自 2019年5月1日 至 2019年7月31日）
【会社名】	株式会社学情
【英訳名】	GAKUJO CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中井 清和
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員 大西 浩史
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田二丁目5番10号
【電話番号】	06(6346)6830(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員 大西 浩史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第3四半期 累計期間	第42期 第3四半期 累計期間	第41期
会計期間	自2017年 11月1日 至2018年 7月31日	自2018年 11月1日 至2019年 7月31日	自2017年 11月1日 至2018年 10月31日
売上高 (千円)	4,669,716	4,923,663	6,448,000
経常利益 (千円)	1,158,344	1,220,792	1,590,159
四半期(当期)純利益 (千円)	790,966	839,559	1,123,904
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数 (千株)	15,560	15,560	15,560
純資産額 (千円)	9,876,359	10,226,647	10,144,014
総資産額 (千円)	10,678,976	11,109,806	11,372,254
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	53.25	57.18	75.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	53.12	57.05	75.59
1株当たり配当額 (円)	17	18	34
自己資本比率 (%)	92.2	91.8	88.9

回次	第41期 第3四半期 会計期間	第42期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2018年 5月1日 至2018年 7月31日	自2019年 5月1日 至2019年 7月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	23.75	34.51

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年(平成30年)2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第3四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年（平成30年）2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

（1）経営成績の状況

当第3四半期累計期間（2018年11月1日～2019年7月31日）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦による中国経済の先行き不透明感の影響等もあり、2019年3月期の上場企業の純利益合計が3期ぶりに減益となるなど経済情勢はめまぐるしく変化中、2019年7月の有効求人倍率は1.59倍となる等、引き続き企業の採用意欲は高い状態で推移しております。

このような状況の中、当社におきましては、新卒採用市場については2020年3月卒業予定学生のインターンシップを対象とした「就職博」、及び2021年3月卒業予定学生のインターンシップを対象とした「就職博」の提案を強化し、また中途採用市場については、2019年1月及び5月にTVCM等大規模なプロモーションを展開した「Re就活」の販売が大変好調に進捗した結果、当第3四半期累計期間における売上高は49億23百万円（前年同期比105.4%）、経常利益は12億20百万円（前年同期比105.4%）となりました。

なお、主たる事業である「就職情報事業」につきましては、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間（2018年11月1日～2019年7月31日）における新卒採用市場につきましては、2019年3月の広報解禁より前に学生と接触するニーズにそったインターンシップ対象の「就職博」参加企業が増加し、前倒しの影響を受けた2019年3月・4月の「就職博」の参加企業数は減少したものの、2019年5月以降は、大手企業の選考・内定出しの進捗に伴って、選考辞退、内定辞退が続出した企業からの追加募集のための「就職博」への参加が堅調に推移した結果、「就職博」の売上高は20億59百万円（前年同期比99.1%）となりました。

「あさがくナビ」に関しましては、LINEとの連動機能を強化するなど大きくリニューアルし、「就職博」とのクロスセルを進めたこと等によって販売も好調に転じ、「あさがくナビ」の売上高は6億17百万円（前年同期比110.2%）となりました。

また、20代向け転職サイトNo.1の「Re就活」は、2019年1月に続き2019年5月にもTVCM等のプロモーションを大々的に実施したことに加え、2019年4月に全国紙で「新卒学生一括採用から、通年採用を含めた幅広い採用形態へ」との報道がなされて以降、幅広い規模・業種の企業が「通年採用」へのシフトを積極的に検討し始めたことも追い風となり、「Re就活」の売上高は10億24百万円（前年同期比123.9%）となりました。その結果、当第3四半期累計期間における就職情報事業全体の売上高は47億32百万円（前年同期比104.0%）となりました。

なお、さらなる早期化傾向の流れを受け、2021年3月卒業予定学生のインターンシップ対象及び、20代社会人対象の「就職博」が大変好評で、2019年8月～10月には大規模会場での開催を予定しております。また、LINEによるコミュニケーション機能を強化した「あさがくナビ」の引き合いの強さも継続しており、就職情報事業全体の引き合いは、2019年7月単月では前年同期比約120%と好調な状況が続いております。

また、2019年6月にスタートした外国人留学生を対象とした新サービス「Japan Jobs」に関しましては、2019年6月及び7月に行った東京・大阪での第1回イベントが好評だったことを受けて10月にも追加開催することが決定する等、今後も、当社にしかできない「新卒～20代の通年採用へのソリューション」に対する期待は高まっていくものと予想しております。

(2) 財政状態に関する説明

財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ2億62百万円減少し、111億9百万円となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ3億7百万円減少し、57億31百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金の減少4億20百万円、現金及び預金の増加61百万円があったことによるものです。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ45百万円増加し、53億78百万円となりました。これは主に、投資有価証券の増加73百万円、無形固定資産の増加45百万円、繰延税金資産の減少59百万円があったことによるものです。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ3億45百万円減少し、6億42百万円となりました。これは主に、未払法人税等の減少1億47百万円、賞与引当金の減少91百万円、未払金の減少70百万円があったことによるものです。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ増減がなく、2億40百万円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ82百万円増加し、102億26百万円となりました。これは主に、四半期純利益8億39百万円、配当金の支払い5億15百万円、自己株式の取得による自己株式の増加3億円及び自己株式の処分による自己株式の減少11百万円、その他有価証券評価差額金の増加44百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・人材紹介事業など、新しい事業の強化と自社商品の継続的な改善により売上・利益の拡大を目指す。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいて市場のニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・首都圏を中心に社員数を増強し、社員の生産性を向上させることで成長スピードを加速させる。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の一層の強化を図る。

加えて、当社は2018年10月期をもって4期連続で過去最高売上高を更新、6期連続で増収増益を果たすことができました。これまで到達したことのない業績へ成長を続けていきたい、という思いから、2017年11月に、新たな経営ビジョン「世界を相手にビジネスを楽しむ～目指せ1000億円企業」を掲げ、成長スピードをさらに上げるべく、新しい戦略・戦術を積極的に取り入れて参ります。全社一丸となって業務に邁進しております。

当社は1976年の創業以来、一貫して他社にない独自性の高い商品の開発・販売にこだわり、独力で会社を成長・発展させた結果、2006年10月には東京証券取引所第一部に上場し、企業としての一つの大きな到達点を迎えました。その後、さらなる飛躍のため、創業以来初めての戦略的提携となる、朝日新聞社及び朝日学生新聞社と資本・業務提携を2013年1月29日に締結、大きなステージへのステップアップを図っております。

今後も「あさがくナビ」を中心に展開してきた提携事業を、さらに「Re就活」にも拡大させながら、加えて、

- ・「首都圏でのさらなる営業展開の強化」
- ・「Web商品（あさがくナビ・Re就活）のさらなる改善と販売推進」
- ・「Re就活を中心とした中途採用分野とシナジー効果が期待できる人材紹介事業へのさらなる注力」
- ・「事業のグローバル化」

等を中長期的な経営戦略として推し進めています。

特に、2018年5月以降、TVCM等大規模なプロモーションによって「20代が選ぶ、20代向け転職サイトNo.1」の評価を受けるまでに成長した「Re就活」や20代社会人に特化した「人材紹介事業」は、当社のこれまでの新卒中心の事業領域を大きく変える成長ドライバーとして期待されます。

また、2019年3月にフルリニューアルした、2020年4月卒業予定学生対象の「あさがくナビ」は、「Re就活」で好評なダイレクトスカウト機能等を多数搭載するなど当社にしかない強みを活かし、市場ニーズに合わせた商品開発や積極的な販売促進策、市場への仕掛けを継続してまいります。

加えて、新しい事業領域への進出や他社との提携・M&Aなどの模索を引き続き行い、将来的には「就職情報」という枠だけにとらわれない「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長を続けていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役4名で構成され、うち1名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、2013年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、うち2名が社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に、当社株式所有を除き、人的、資本的關係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年1月20日開催の当社第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）することについて承認可決されました。本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記又はに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供していただく「情報提供リスト」を交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様にも適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本総会における承認を条件として発効するものです。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,240,000
計	50,240,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年9月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,560,000	15,560,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	15,560,000	15,560,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年5月1日～ 2019年7月31日	-	15,560,000	-	1,500,000	-	817,100

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 884,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,672,700	146,727	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	15,560,000	-	-
総株主の議決権	-	146,727	-

【自己株式等】

2019年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社学情	大阪市北区梅田2-5-10	884,900	-	884,900	5.69
計	-	884,900	-	884,900	5.69

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は1,039,902株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年（平成19年）内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年5月1日から2019年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2018年11月1日から2019年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年10月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,671,174	4,732,782
受取手形及び売掛金	1,149,693	728,989
有価証券	100,270	100,060
未成制作費	16,310	45,634
前払費用	80,262	101,632
その他	21,523	22,138
貸倒引当金	366	232
流動資産合計	6,038,867	5,731,005
固定資産		
有形固定資産		
建物	662,891	671,046
減価償却累計額	316,301	329,375
建物(純額)	346,590	341,671
構築物	6,159	6,159
減価償却累計額	5,647	5,701
構築物(純額)	512	457
機械及び装置	3,428	3,428
減価償却累計額	3,143	3,173
機械及び装置(純額)	285	254
工具、器具及び備品	34,421	34,192
減価償却累計額	14,881	18,077
工具、器具及び備品(純額)	19,540	16,115
土地	526,457	526,457
有形固定資産合計	893,385	884,956
無形固定資産		
ソフトウェア	238,147	283,173
電話加入権	6,505	6,505
無形固定資産合計	244,653	289,679
投資その他の資産		
投資有価証券	3,729,814	3,803,040
前払年金費用	16,773	15,685
繰延税金資産	200,104	140,569
差入保証金	88,560	87,214
保険積立金	150,179	157,654
その他	16,416	6,500
貸倒引当金	6,500	6,500
投資その他の資産合計	4,195,348	4,204,165
固定資産合計	5,333,387	5,378,800
資産合計	11,372,254	11,109,806

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年10月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年7月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	203,482	182,202
未払金	149,914	79,260
未払法人税等	266,439	119,201
賞与引当金	204,000	112,100
その他	163,835	149,825
流動負債合計	987,671	642,590
固定負債		
長期未払金	217,800	217,800
長期預り保証金	22,768	22,768
固定負債合計	240,568	240,568
負債合計	1,228,239	883,158
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
資本剰余金	3,339,745	3,341,901
利益剰余金	6,176,955	6,501,458
自己株式	833,557	1,122,399
株主資本合計	10,183,143	10,220,959
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	69,864	25,048
評価・換算差額等合計	69,864	25,048
新株予約権	30,736	30,736
純資産合計	10,144,014	10,226,647
負債純資産合計	11,372,254	11,109,806

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年7月31日)
売上高	4,669,716	4,923,663
売上原価	1,668,622	1,724,624
売上総利益	3,001,093	3,199,038
販売費及び一般管理費	1,942,804	2,042,542
営業利益	1,058,288	1,156,496
営業外収益		
受取利息	810	523
有価証券利息	52,918	59,102
受取配当金	5,540	3,257
受取家賃	33,732	35,153
その他	16,207	9,171
営業外収益合計	109,208	107,208
営業外費用		
不動産賃貸原価	6,649	6,678
投資有価証券売却損	-	25,551
投資事業組合運用損	-	4,494
その他	2,503	6,188
営業外費用合計	9,152	42,913
経常利益	1,158,344	1,220,792
税引前四半期純利益	1,158,344	1,220,792
法人税、住民税及び事業税	314,135	341,920
法人税等調整額	53,242	39,311
法人税等合計	367,378	381,232
四半期純利益	790,966	839,559

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年(平成30年)2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

未成制作費

前事業年度(2018年10月31日)及び当第3四半期会計期間(2019年7月31日)

就職情報事業及びその他の事業の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年7月31日)
減価償却費	86,374千円	88,444千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2017年11月1日 至 2018年7月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年1月26日 定時株主総会	普通株式	238,039	16	2017年10月31日	2018年1月29日	利益剰余金
2018年6月11日 取締役会	普通株式	252,024	17	2018年4月30日	2018年7月2日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議に基づき、自己株式116,700株の取得を行いました。この自己株式の取得等により、当第3四半期累計期間において自己株式が157,228千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が803,997千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年7月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年1月25日 定時株主総会	普通株式	250,905	17	2018年10月31日	2019年1月28日	利益剰余金
2019年6月10日 取締役会	普通株式	264,151	18	2019年4月30日	2019年7月1日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2019年1月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式250,000株の取得を行いました。この自己株式の取得等により、当第3四半期累計期間において自己株式が288,842千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が1,122,399千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2017年11月1日 至 2018年7月31日)及び当第3四半期累計期間(自 2018年11月1日 至 2019年7月31日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年11月1日 至 2018年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年11月1日 至 2019年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	53円25銭	57円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	790,966	839,559
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	790,966	839,559
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,853	14,683
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53円12銭	57円5銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加額(千株)	37	33
(うち新株予約権(千株))	(37)	(33)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第42期(2018年11月1日から2019年10月31日まで)中間配当については、2019年6月10日開催の取締役会において、2019年4月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	264,151千円
1株当たりの金額	18円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年7月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年9月5日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西方 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の2018年11月1日から2019年10月31日までの第42期事業年度の第3四半期会計期間（2019年5月1日から2019年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2018年11月1日から2019年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の2019年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。